

三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領

環境第06-143号
平成14年6月4日

最終改正 農林水第30-154号
令和6年7月9日

三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県告示第249号。以下「要綱」という。）に基づく国補造林事業費補助金及び県単造林事業費補助金（以下「補助金」という。）に係る事業の実施及び補助金の交付については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号。以下「国保全要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号。以下「国保全運用」という。）、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日22林整整第857号。以下「標準単価設定通知」という。）、面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日5林整整第925号。以下「国面的実施通知」という。）、三重県造林作業道等実施要領（平成19年9月12日環森第06-236号。以下「作業道等要領」という。）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日21農振第2567号農林水産事務次官依命通知。以下「農山漁村交付要綱」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日21農振第2453号。以下「農山漁村実施要綱」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号。以下「農山漁村実施要領」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業区分等

- 1 要綱第1条に規定する国補造林事業及び県単造林事業の種類等はおりのとおりとする。
 - (1) 国補造林事業
 - ア 森林環境保全直接支援事業
 - イ 特定機能回復事業
 - ウ 花粉発生源対策促進事業
 - (2) 県単造林事業
 - エ 県単造林事業

- 2 前項に定める事業のうち、補助区分、事業内容、事業主体、事業規模及び採択要件は別表1に定めるとおりとする。

第2 補助金の申請方法

1 補助金の申請方法は、次のいずれかとする。

(1) 受託申請（受託事業）

受託申請とは、森林所有者から森林組合等の事業主体に対し、森林の施業から補助金の交付に関する事務まで一括して委任する場合とする。

(2) 代理申請

代理申請とは、森林所有者が自ら施業を行い、又は施業を他の者が行ったうえで、補助金の交付に関する事務を第三者に委任する場合とする。

また、代理申請を行う場合にあつては、代理申請者は補助金事務の委任を受けた後すみやかに現地調査を行い、実行状況を精査したうえで申請書類を作成するものとする。

(3) 直接申請

直接申請とは、森林所有者が自ら施業を行い、又は施業を他の者が行ったうえで、補助金の交付に関する事務を森林所有者が自ら行う場合とする。

第3 事業実施

1 事前計画の作成

- (1) 第1の1の(1)のウの事業について補助を受けようとする者は、農山漁村実施要領により事前計画書（第13号様式）を作成し、森林の所在地を管轄する農林（水産）事務所長（以下、「事務所長」という。）に、施業開始日前までに提出するものとする。
- (2) 事務所長は、(1)により提出のあった事前計画に記載された内容を確認し、農山漁村実施要領別紙6の第5の3の(3)のとおり、必要に応じて事前計画の提出者に対して指導を行うものとする。
- (3) 事前計画の計画内訳のうち、実施年度ごとの各施業の面積（延長）合計が施行地の追加又は廃止によって20%を超える増減がある場合は、事前計画の変更を(1)及び(2)に準じて行うものとする。

2 補助金の交付申請・実績報告

- (1) 補助金の交付申請は施業完了日から起算しておおむね1年以内に事業ごとに行う。ただし、2回目の下刈りについては、1回目の下刈りが造林補助事業により補助申請が行われた場合は、第5の1の(4)の交付決定及び額の確定が行われた日付以降に施業が開始されたものに限る。
- (2) 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業は、国保全要領及び国保全運用による。
- (3) 花粉発生源対策促進事業は、農山漁村実施要領による。
- (4) 県単造林事業は、国保全要領及び国保全運用に準ずる。
- (5) 補助金の交付申請及び受領について第三者に委任する事業主体は、造林事業完了届（第1号様式）及び委任状及び精算依頼書（第2号様式）を委任する第三者（以下「代理申請者」という。）に提出するものとする。
- (6) 補助金の交付申請を行う者（以下、「交付申請者」という。）は、別表2で定める書類・データを森林の所在地を管轄する事務所へ提出して実績

を報告のうえ、補助金の交付申請を行う。ただし、森林が複数にまたがる場合は、申請する施行地のうちより大きい面積を管轄する事務所へ提出するものとする。

なお、人工造林及び下刈りについては施行地の位置、区域、面積、施業完了状況がわかるデジタルオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正したデジタル画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下「オルソ画像」という。）を提出する場合は、ウ及びエ、チの書類について省略できるものとする。

(7) 交付申請者は別表2に掲げるもののほか以下の書類を整備し保管するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、完了検査時に検査員に提示するものとする。

ア 平均胸高直径等の調査野帳

イ 別表2のキ「加入実態状況調査表」の証明書等の証拠書類及び現場監督費の確認できる書類

ウ 国保全要領別表4の「事業名」の【森林環境保全直接支援事業】の「査定係数」の(1)の(ア)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書（代理申請の場合はその写し）又は経営管理実施権配分計画（代理申請の場合はその写し）、特定間伐等促進計画の写し

エ 開設、改良又は復旧を行った森林作業道を管理する権限を有する者を明らかにする書類

オ 保安林内作業許可にかかる指令書、保安林内間伐計画の適合通知書の写し

カ オルソ画像作成のために撮影した写真

キ その他事業の採択要件の確認及び補助金の査定に必要な書類

(8) 別表2に掲げる書類等の提出は、対面や郵送による提出のほか、電子データでの提出が可能なものについては、電子メールやインターネットサイトを活用して提出することができるものとする。

(9) 受託事業又は請負事業の内容に補助対象外の内容が含まれる場合には、事業の実施者は、補助対象に係る実施の内訳とそれ以外を区分できるように出勤簿等の書類を整理しておくこと。

(10) 補助金の実績報告は、交付申請と併せて行うものとする。

なお、完了検査等の結果により、申請者が実績を変更する必要がある場合には、申請者は、変更箇所を朱書きのうえ、事務所長に対し再提出を行うものとする。

(11) 別表2及び(7)に掲げる書類等については、交付申請者が補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間（ただし、第1の1の(1)のイの事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年間）保管するものとする。

なお、書類等について、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(12) 年度内の交付申請の締切は、原則として下刈りは10月末日、その他は

12月末日とする。

なお、市町の直接申請については、年度内の交付申請の締切を3月15日とする。

- (13) 森林保険に加入していない森林においては、森林所有者等が森林保険の加入に努めるものとする。

3 完了検査

事務所長は、交付申請のあったものについて、三重県造林補助事業完了検査要領（昭和54年5月28日林業第184号）により完了検査を行うものとする。

なお、2の（6）のただし書きにより提出された交付申請も同様に完了検査を行うものとする。

第4 補助金の査定

事務所長は、第3の3の完了検査に基づいて査定した事業量等により、次により補助金の査定を行うものとする。

1 補助金査定の取扱い

- (1) 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業は、国保全運用による。
(2) 花粉発生源対策促進事業は、農山漁村実施要領による。
(3) 県単造林事業は、国保全要領及び国保全運用に準ずる。

2 標準単価及び間接費

- (1) 標準単価は、毎年度事業の種類ごとに部長が定め事務所長に通知するものとする。
(2) 県単造林事業については、地域の実情を勘案して事務所長が適当と認める場合には、部長へ協議のうえ事務所長が定めることができる。
(3) 間接費を加算できるのは、次のとおりとする。
ア 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業は、国保全要領及び国保全運用による。
イ 花粉発生源対策促進事業は、農山漁村実施要領による。
ウ 県単造林事業は、国保全要領及び国保全運用に準ずる。
(4) 間接費の率は、標準単価設定通知による。

3 補助金額の算出

- (1) 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業
国保全要領及び国保全運用によるほか、作業道等要領による。
(2) 花粉発生源対策促進事業
農山漁村実施要領による。
(3) 県単造林事業
国保全要領及び国保全運用に準じるほか、作業道等要領による。

4 査定係数

- (1) 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業
国保全要領による。
- (2) 花粉発生源対策促進事業
農山漁村実施要領による。
- (3) 県単造林事業
別表3による。

第5 補助金の交付事務

1 補助金の交付決定及び額の確定

- (1) 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業は、国保全要領及び国保全運用による。
- (2) 花粉発生源対策促進は、農山漁村実施要領による。
- (3) 県単造林事業は、国保全要領及び国保全運用に準ずる。
- (4) 補助金の交付決定及び額の確定は、第6号様式により事務所長が行う。
また、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」に基づき適切に確認等を行うこと。
なお、補助金交付決定及び額の確定を行ったときは、第7号様式により1ヶ月以内に農林水産部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。また、交付決定及び額の確定を行った施行地に他の農林（水産）事務所が管轄する森林が含まれる場合は、当該森林を管轄する農林（水産）事務所長あてに別表2のイ、ウ、エ及び第9号様式の写しを送付するものとする。

2 補助金事務の取扱い

事務所長は、森林組合等が事業主体の委任を受けて補助金の交付申請、代理受領等の補助金事務を取り扱う場合には、国保全要領及び国保全運用により取り扱うよう指導するものとする。県単造林事業にあっても同様とする。

3 補助金の交付等

- (1) 事務所長は、第5の1の(4)の交付決定及び額の確定を行ったときは、事業主体等から補助金請求書を徴し、補助金を交付するものとする。
- (2) 補助金の交付を受けた代理申請者（以下「代理受領者」という。）は、速やか（補助金を受領した日からおおむね30日以内）に個々の事業主体に補助金を交付しなければならない。
- (3) 代理受領者は、補助金の交付にあたっては、造林補助事業補助金支払明細書（第10号様式）を作成すると共に、造林補助事業補助金支払通知書（第11号様式）により事業主体に補助金の額等を通知するものとする。
- (4) 代理受領者は、補助金の支払いが完了したときは、造林事業費補助金交付完了報告書（第12号様式）を速やかに事務所長に提出するものとする。

4 受託事業に係る経費の透明化

事務所長は、森林所有者等からの受託により事業を実施しようとする事業

主体に対して、国保全運用第 20 に基づき受託事業に係る経費の透明化を図るように指導するものとする。なお、県単造林事業にあっても同様とする。

第 6 維持管理

- (1) 第 1 の 1 の (1) 及び (2) の事業において鳥獣害防止施設を整備した事業主体は、現地の諸条件に応じた維持管理の方法を検討し点検を行うこと。また、点検を行った際は点検記録を整備し、四半期（3月、6月、9月、12月）ごとに各月の翌月の 10 日までに事務所長に提出すること。
- (2) 開設、改良及び復旧を実施した森林作業道を管理する権限を有する者は作業道等台帳を整備し、県が提示を求めた際は速やかに提示すること。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年度予算に係る造林補助事業に適用する。

別表1 (第1の2関係)

事業名	補助区分	事業内容	事業主体	事業規模及び採択要件
1 森林環境保全直接支援事業	国補（当初）、国補（補正）とする。	国保全要領別表1の「事業区分」の【1 森林環境保全直接支援事業】の「事業内容」及び別表3の「対象となる範囲」とする。	国保全要領別表1の「事業区分」の【1 森林環境保全直接支援事業】の「事業主体」とする。	<p>(1) 国保全要領、国保全運用で定められた採択要件及び以下によることとする。</p> <p>(2) 施行地は原則として三重県型森林ゾーニングにおいて、「生産林」に区分されている森林において実施するものに限る。</p> <p>(3) 人工造林において植栽本数 4,000 本/ha を実施する場合は、以下の全ての要件を満たす場合に限る。 ア 当該地域の地域森林計画において、標準的な植栽本数の指針として 4,000 本/ha 以上の本数が示されている樹種及び仕立て方法であること。 イ 当該地域の地域森林計画の対象森林内で、過去3年以内に第1の1の(1)のアの事業において、植栽本数 4,000 本/ha 以上で採択された実績があること。</p> <p>(4) 保育間伐及び間伐は、育成しようとする樹木の立木本数の 30% 以上伐採した場合かつ材積に換算して 35% 以下の場合に限る。ただし、保安林の施業要件等により伐採率が制限されており、立木本数の 30% 以上の伐採が難しい場合は、立木本数の 20% 以上の伐採とする。</p> <p>(5) 間伐、更新伐の「搬出材積」は原則として丸太の材積とする。ただし、末木枝条や根元部を林地に残すと流木になる危険がある、又はその後の作業の効率化・低</p>

				<p>コスト化に繋がる等、末木枝条等を林地に残さず搬出するべきと判断される場合は、「搬出材積」に末木枝条及び根元部を含めることができる。</p> <p>(6) 4回目以降の下刈りを実施する場合は、下刈の必要性を証するに足る資料がある場合に限る。(ただし令和3年度以前に植栽した箇所を除く。)</p>
2 特定機能回復事業	国補(当初)、国補(補正)とする。	国保全要領別表1の「事業区分」の【2 特定機能回復事業】の「事業内容」及び「対象となる範囲」とする。	国保全要領別表1の「事業区分」の【2 特定機能回復事業】の「事業主体」とする。	<p>(1) 国保全要領、国保全運用で定められた採択要件及び以下によることとする。</p> <p>(2) 国保全要領別表1の(注3)の「地方公共団体」は「三重県」に読み替え、「協定」は第22号様式によることとし、施業着手前に協定を締結している場合に限るものとする。</p> <p>(3) 保育間伐は、育成しようとする樹木の立木本数の30%以上伐採した場合かつ材積に換算して35%以下の場合に限る。ただし、保安林の施業要件等により伐採率が制限されており、立木本数の30%以上の伐採が難しい場合は、立木本数の20%以上の伐採とする。</p> <p>(4) 一貫作業について、国保全要領別表3のサに記載の「『スギ花粉発生源対策推進方針』に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させる恐れがないと認める樹種」は、無花粉品種(スギ、ヒノキ)、少花粉品種(スギ、ヒノキ)、低花粉スギ品種、特定母樹(特定苗木)、広葉樹等とする。</p>

3 花粉 発生源対 策促進事 業	国補（当 初）、国補 （補正）と する。	農山漁村実施要領別紙6の第4の3に規定する事業内容のうち、「サ 花粉発生源植替え」、「ス 付帯施設等整備」の（ア）林木被害防止施設等整備及び「セ 森林作業道整備」とし、対象事業の範囲は別紙6の第4の3の（2）とする。	農山漁村 実施要領 別紙6の 第4の3 の（3）の ウに規定 する事業 主体とす る。	（1）農山漁村実施要領で定められた採択要件によることとする。ただし、交付申請時に当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林である場合に限るものとする。 （2）農山漁村実施要領別紙6の第4の9の（3）のエに記載の「『スギ花粉発生源対策推進方針』の別紙の1の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか当該施業実施箇所の都道府県知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木」は無花粉品種（スギ、ヒノキ）、少花粉品種（スギ、ヒノキ）、低花粉スギ品種、特定母樹（特定苗木）、広葉樹等とする。
4 県単 造林事業	県単（当 初）、県単 （補正）と する。	ア 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。 イ 下刈り 植栽により更新した2齢級以下の林分で行う雑草木の除去とする。 ウ 枝打ち 林分において、病虫害の被害防除等を目的として行う林木の枝葉の除去とする。 エ 保育間伐 12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良	国保全要 領別表1 に掲げる 事業区分 の【1 森 林環境保 全直接支 援事業】の 事業主体 及び認定 林業事業 体（林業労 働力の確 保の促進 に関する 法律第5	（1）1施行地の面積が0.1ha以上。ただし、森林経営計画の対象地においては、事業規模を問わない。 （2）間伐については、1施行地ごとに面積が0.1ha以上、搬出材積が10 m ³ /ha以上を満たす場合に限るものとする。 （3）保育間伐及び間伐の伐採率は、20%以上（本数率）実施した場合とする。 （4）森林作業道及び作業ポイントの開設に係る森林整備の開始時期は5年以内とし、第1の1の（1）の事業のほか、市町単独事業、自力によるものも対象とする。 （5）鳥獣害防止施設等整備については、他の施業と一体的に実施していないものも補助対象とする。

	<p>木の胸高直径等の平均が 18cm 未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰とする。</p> <p>ただし、令和 4 年 6 月 13 日より前に認定された森林経営計画において保育間伐として計画していた箇所に関し、「12 齢級以下」を「18 齢級以下」と読み替えて実施することができるものとする。</p> <p>オ 間伐 18 齢級以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする搬出を伴った不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。</p> <p>カ 森林作業道 森林整備を伴う森林作業道の開設とする。</p> <p>キ 作業ポイント 高性能林業機械等の林業用機械の伐採木搬出等にかかる作業拠点の開設とする。</p> <p>ク 森林作業道等の改良・補修 既に開設されている森林作業道及び作業ポイントの改良又は補修とする。</p> <p>ケ 鳥獣害防止施設等整備 (ア) 施設等整備</p>	<p>条の規定により知事が認定した事業体）、育成経営体（林業経営体の育成について（平成 30 年 2 月 6 日 29 林政経第 316 号）の規定により知事が選定した林業経営体）とする。</p>	
--	--	--	--

		<p>健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。</p> <p>(イ) 施設改良</p> <p>既設の鳥獣害防止施設について、スカートネットの追加、防護柵のかさ上げといった森林被害防止のための機能向上、又は暴風、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受ける等、機能が適切に発揮されなくなった施設の再整備とする。</p>		
--	--	--	--	--

(注1) 人工造林の植栽は、木材や薪炭材等の生産を目的とし、かつ苗木の植栽本数は市町村森林整備計画に定める要件を満たし、かつ成林が見込まれるものに限る。なお、花粉発生源植替え及び人工造林で植栽する苗木は、団体取引協定による森林組合取り扱い苗木又は林業種苗法による指定採取源から採取された種穂による苗木に限る。ただし、自家苗畑で生産された優良苗木を自己山林に植付けする場合、又は造林者が指定採取源で採取された種穂による苗木でないことを理解して使用した場合については、この限りでない。

(注2) 枝打ちは、打上幅で1m以上実施した場合に限る。

(注3) 鳥獣害防止施設等整備における施設改良は、現行の仕様を満たす鳥獣害防止施設への改良に限る。

別表2 (第3の1の(6)関係)

提出書類	様式	備考
ア ○○事業費補助金交付申請書・実績報告書	第3号様式	
イ 造林補助事業内訳書	第4号様式	
ウ 造林補助事業実測図及び施業図	第5号様式	<p>・施業図は縮尺 1/1,000～1/5,000 程度の森林計画図等に施行地を記入した図面とする。ただし、実測図に等高線等の表示があり施業図と同等とみなせる場合には省略できる。なお、間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、施行地内の既設の森林作業道の線形及び延長を記載すること。</p> <p>・過去の実測図及び施業図を使用する場合は、全測点において速やかに現地検査を行える程度に、杭が残存している場合に限る。</p>
エ 総括位置図		<p>・施行地の位置を示した縮尺 1/50,000 の地形図又はこれに準ずるもの。</p>
オ 委任状及び精算依頼書の写し	第2号様式	<p>・事業主体が代理申請者に委任した場合に限る。なお、事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とし、金融機関名及び口座番号等は黒塗り等を行ったものも可とする。</p>
カ 間伐及び更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表及び証明書等の証拠書類の写し	第14号様式	<p>・証明書等の証拠書類は原則として(ア)とする。ただし、これにより難しい場合は、(イ)により確認することとする。</p> <p>(ア) 出荷先の入荷伝票等(出荷者と入荷者が同一者の場合は(イ)も必要) ※入荷伝票等については、重量単位で示されたものを除き、単木材積や本数の内訳が記載されていること。(総材積のみ表示されたもの及び材積の表示されていないものは、原則として不可とする。)</p> <p>(イ) 全ての出荷材積を積算できる資料(検野帳及び材積集計表、検野状況写真(材長、末口直径))</p>
キ 現場労働者に係る社会保険等の加入実態状況調査表	第15号様式	<p>・申請番号ごとに事業に従事した各現場労働者について、標準単価設定通知第3の3に掲げる社会保険等の加入状況を記載した表。</p>
ク 伐採及び伐採後の造林の届出書等の写し		<p>・伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等(人工造林及び樹下植栽等に限る。)</p>

ケ 平均胸高直径等調査表	第 16 号様式	・ 施行地の面積 1 ha につき 1 箇所以上の標準地を設定して調査したもの。ただし、保育間伐のうち、伐採しようとする不良木の平均胸高直径 18cm 未満の林分若しくは伐採した不良木の平均根株直径 18cm 未満の林分（それぞれ、12 齢級以下を除く。）で実施した場合に限る。なお、平均胸高直径等調査を実施した標準地の箇所が分かるよう、施業図及び実測図に標準地を記入すること。
コ 材積伐採率確認表	第 20 号様式	・ 保育間伐及び間伐において、本数伐採率が 45% 以上の施行地及び森林整備（造林・間伐）事業の実施について（令和元年 6 月 21 日農林水第 30-162 号）別紙 3 における上限本数伐採率以上の施行地に限る。
サ 実行経費内訳書		・ 市町が請負に付して実行した事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合に限る。
シ 森林作業道整備線形図		・ 縮尺 1/1,000～1/5,000 程度の森林計画図若しくはその他の地形が判読できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長及び標準設計を適用した部分を記載したもの。
ス 森林作業道作設に係るチェックリスト	第 21 号様式	
セ 事業主体としての要件を満たしていることが確認できる書類		・ 森林経営計画の認定通知書や要間伐森林における裁定通知書、当該事業を実施する権限を有していることを確認できる各協定書や受委託契約書、請負契約書の写しなど。
ソ 施業実施前写真		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業前の林地状況及び施業の必要性が分かるもの。 ・ 全ての施業において、写真は 1 施行地につき 1 箇所以上（第 1 の 1 の（1）のイの事業において、保育間伐及び更新伐を実施する場合は 2 箇所以上）、原則として GNSS データが記録されるように撮影する。また、写真には日付が入るようにし、森林所在地、作業種、路線名を黒板等に表示を行い撮影する。 ・ 4 回目以降の下刈りを実施する場合は、ポール等により雑草木の被圧状況が分かる写真を近景及び遠景で撮影すること。ただし、令和 3 年度以前に植栽した箇所を除く。 ・ 伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分で保育間伐を実施する場合（12 齢級以下を除く。）は、ケの標準地の 3 箇所につき 1 箇所以上撮影し、立木本数、平均胸高直径等を黒板等に表示を行い撮影する。 ・ 森林作業道については、起点及び終点、中間点（開設延長 200m 程度につき 1 箇所以上）を撮影する。また、森林作業道の改良及び復旧を実施する場合は、原則として全ての改良

		及び復旧箇所について、その必要性がわかるように撮影する。 ・既設の鳥獣害防止施設の改良については、施設の現況、改良数量、施設の構造等が判別できるように撮影する。
タ 施業状況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・造林事業標準単価表の適用区分に係る施業状況がわかるもの。 ・写真は原則として GNSS データが記録されるように撮影する。また、写真には日付が入るようにし、森林所在地、路線名を黒板等に表示を行い撮影する。 ・地拵えを実施する場合は、使用した機械（刈り払い機、チェーンソー、グラップル）がわかる写真を撮影する。 ・間伐、更新伐を実施する場合は、集材方法がわかる写真を撮影する。また、木質チップ製造業者等（材を重量換算（t 換算）で買い取る業者・工場等）へ搬出材を搬入し、かつ搬出材に末木枝条を含まない搬出間伐の標準単価で補助を受けようとする場合は、木質チップ製造業者等へ搬出した全てのトラックの中身が分かる写真を撮影する。ただし、搬出材に末木枝条を含まないことが確認できる資料（搬出先の木質チップ製造業者等が丸太しか取扱わないことが明記された資料等）がある場合はこれに代えることができる。 ・一貫作業を実施する場合は、集材状況、地拵え状況がわかる写真を、原則として GNSS データが記録されるように撮影する。また、写真には日付が入るようにし、森林所在地を黒板等に表示を行い撮影する。 ・森林作業道については、土工作业及び主な各種構造物のそれぞれの施工状況について、それぞれ開設延長 500m 程度につき 1 枚以上撮影し、かつ除根を実施する場合は、平均的な根株直径が 30cm 以上であることを確認できる写真を撮影する。 ・丸太組工を実施する場合は、設置した全ての箇所において段数及び延長を確認できる写真を撮影する。
チ 施業完了状況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・施業完了状況が把握できるもの。 ・人工造林、下刈り、枝打ち、保育間伐、間伐、更新伐、一貫作業、花粉発生源植替えなどについては、施行地の面積に応じて下記に規定する箇所（ただし、下刈りにおいては近景及び遠景）の写真を、原則として GNSS データが記録されるように撮影する。また、写真には日付が入るようにする。 <p style="margin-left: 20px;">a 1.0ha 未満：1 箇所以上</p>

	<p>b 1.0ha 以上～3.0ha 未満：2 箇所以上</p> <p>c 3.0ha 以上～5.0ha 未満：3 箇所以上</p> <p>d 5.0ha 以上～：4 箇所以上（以降+5 ha につき1 箇所以上加算）</p> <p>なお、撮影する写真は、施業内容の標準的な箇所（標準地：原則として100 m²）で撮影することとし、写真撮影箇所は、施行地の一部に偏らないようにまんべんなく撮影すること。また、写真中の1 箇所以上は、その施業実施前写真と同じ場所及び向きで撮影し、全ての写真において黒板等に以下の表示を行い撮影する。</p> <p>e 森林所在地</p> <p>f 作業種（人工造林、下刈り、保育間伐、間伐、更新伐、枝打ち、一貫作業等）</p> <p>g 作業内容（植栽本数、伐採本数、伐採率（伐採本数/成立本数）、枝下高、枝打幅、枝打ち実行本数等）</p> <p>・森林作業道については、路線ごとに下記に規定する箇所の写真を原則としてGNSS データが記録されるように撮影する。また、写真には日付が入るようにする。</p> <p>a 起点及び終点</p> <p>b 中間点（開設延長200m 程度につき1 箇所以上）</p> <p>c 主な簡易構造物</p> <p>また、写真には、黒板等に以下の表示を行い撮影すること。</p> <p>d 森林所在地及び路線名</p> <p>e 撮影位置</p> <p>f 作業内容（幅員、地山勾配、簡易構造物の規格等）</p> <p>・鳥獣害防止施設については、1 施行地につき1 箇所以上、原則としてGNSS データが記録されるように写真を撮影する。また、写真には日付が入るようにし、以下の事項を黒板等に表示し、撮影すること。</p> <p>a 森林所在地</p> <p>b 防護柵の規格（支柱間隔、ネットの種類、網目幅等）</p> <p>（注1）森林作業道及び鳥獣害防護柵の施業完了後写真については、ポールやスタッフなどを用いて、補助金の査定にかかる数値等（作業道の幅員、簡易構造物の規格等、防護柵</p>
--	---

		の高さ、網目幅等)が確認できるよう撮影すること。
ツ 下刈り実施状況確認表	第19号様式	・令和4年度以降に植栽した箇所において4回目以降の下刈りを実施した場合に限る。
テ 協定書の写し		・第1の1の(1)のイの事業の実施に必要な協定書。
ト 森林経営計画の作成に関する同意書	第17号様式、第18号様式	・第1の1の(1)のアの事業において、特定間伐等促進計画及び経営管理実施権配分計画に基づいて行われる間伐等を実施する場合に限る。
ナ 配布事業者表示票等の写し		・第1の1の(1)のイの事業において一貫作業を実施した場合及びウの事業において花粉発生源植替えを実施した場合に限る。 ・苗木がコンテナ苗であることや、スギ又はヒノキの場合は花粉の少ない苗木であることを証明する資料。
ニ 被害状況及び被害が気象害等によるものであることを示す資料等		・第1の1の(1)のアの事業において、1,500本/ha以下の植栽地における補植を実施した場合又は第1の1の(1)のイの事業のうち被害森林整備を実施した場合は、被害状況及び被害が気象害等によるものであることを示す資料。 ・第1の1の(1)のア、イ及び(2)の事業において、森林作業道の復旧を実施した場合は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となったことを示す資料。
ヌ 鳥獣害防止施設の維持管理方法報告書	第8号様式	・第1の1の(1)の事業において、鳥獣害防止施設等整備を実施した場合に限る。
ネ 安全チェックシート		・「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。)に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」を提出すること。なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に第1の1の(1)の事業又は(2)の事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。
ノ 環境負荷低減チェックシート		・国保全運用別表1のナに定める環境負荷低減チェックシートとする。 ・提出するチェックシートは実際に事業を行ったものが記入したものとする。

ハ 測量結果のデータ		<ul style="list-style-type: none"> ・電子データでの提出を標準とする。 ・データ形式は以下のうちいずれか一つとする。ただし、オルソ画像の提出を行った場合は、（ア）により提出すること。 （ア）シェープファイル、KML ファイル等の GIS データ （イ）DXF ファイル、P21 ファイル等の CAD データ（1 測点以上の座標値を記録したものに 限る） （ウ）EXCEL ファイル等の座標データ ・1 点以上の測点を、地球測位システム（GNSS）等により測定すること。
ヒ オルソ画像		<ul style="list-style-type: none"> ・人工造林、下刈りの場合は、施行地の位置、区域、面積、施業完了状況がわかるオルソ画像を提出することができる。この場合、ウ、エ、チの提出を省略できるものとする。
フ 施行地全体の施業状況が確認できるデータ		<ul style="list-style-type: none"> ・オルソ画像の提出を行った場合で、オルソ画像では判別の難しい箇所がある場合に限る。 ・データ形式は以下のうちいずれか一つとする。 （ア）JPEG データ等の画像ファイル （イ）MP4 データ等の動画ファイル
ヘ 点群データ		<ul style="list-style-type: none"> ・保育間伐、間伐、森林作業道の場合は、施業完了状況がわかる点群データを提出することができる。この場合、チの提出を省略できるものとする。 ・作業内容（伐採率（伐採本数/成立本数）、幅員、丸太組工の規格等）がわかる表を整理し提出すること。 ・保育間伐、間伐については、チに規定する箇所数の点群データを提出する。点群データは、施業内容の標準的な箇所（標準地：原則として 100 m²）で取得することとし、取得箇所は、施行地の一部に偏らないようにまんべんなく設置すること。また、標準地内にある全ての切り株の位置、株径、年輪が確認できる点群データを取得すること。（過去に伐採された切り株は株径、年輪が確認できなくてもよいものとする。） ・森林作業道については、路線測量と横断測量が同じデータ上で確認できるものに限る。
ヘ その他、知事又は検査員が必要と認める書類		

（注 1）各撮影写真は、デジタルカメラで撮影したカラー写真とし、有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。また、縦横比は 3 : 4 程度とする（100 万画素程度～300 万画素程度＝1,200×900 ピクセル程度～2,000×1,500 ピクセル程度）。

別表3 (第4の4の(3)関係)

項目	通常	促進計画 又は配分計画	森林経営計画	新規実施箇所
植栽	80	100	120	—
下刈り	80	80	80	—
枝打ち	80	80	80	—
保育間伐	80	100	120	—
間伐	80	100	120	140
鳥獣害防止施設等 整備	80	100	120	—
森林作業道・作業 ポイントの開設	80	100	120	—
森林作業道・作業 ポイントの改良・補修	80	100	120	—

(注1) 「森林経営計画」は、森林経営計画に基づいた施業に適用する。

また、「促進計画又は配分計画」の査定係数は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する特定間伐等促進計画又は森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画に基づいた施業に適用する。

(注2) 森林作業道・作業ポイントの開設・改良・補修を実施する場合で査定係数「促進計画又は配分計画」を適用した場合には、当該施行年度を含む5年以内に植栽、下刈り、枝打ち、保育間伐、間伐のいずれかの施業を開設・改良・補修と同一の査定係数の区分として実施する必要がある。

(注3) 新規実施箇所とは、現林齢まで一度も保育間伐、間伐を実施していない箇所とする。

(注4) 「低コスト造林実施施行地」は森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日29林政政第893号)別表2のⅡの1の(1)により植栽した施行地及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱(平成28年1月20日27林整計第232号)別表の「区分」の【Ⅰ国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業】の「事業内容」の2の(2)の③、【Ⅱ花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業】の「事業内容」の2の(2)の①により植栽した施行地において行う下刈りとする。